

平成 29 年度 生命保険協会留学生奨学金 (セイホスカラーシップ) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、一般社団法人生命保険協会のご支援により、「生命保険協会留学生奨学金」の平成 29 年度受給者を、下記により募集する。

記

1. 目的

アジア諸国及び地域*からの私費留学生に対して奨学金を支給し、日本での勉学への支援を通じて、日本と出身国との相互理解と友好・親善の増進に寄与することを目的とする。

2. 奨学金の寄付者および寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である一般社団法人生命保険協会(以下「寄付者」という。)は、設立 80 周年記念事業の一環として奨学金制度を設立し、平成 2 年度から平成 23 年度まで経団連国際教育交流財団を通じ 339 名の留学生を採用したが、平成 24 年度中に経団連国際教育交流財団よりこの奨学金制度が寄付者へ返還されることとなり、留学生への支援を継続するため、新たな奨学金制度の設立を目的として本協会に資金を提供された。

3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) アジア諸国及び地域*の国籍を有し、平成 29 年 4 月に日本国内の大学(以下「大学」という。)の学部正規課程 3 年次に進学、または、大学院修士課程 1 年次に進学する私費外国人留学生(留年者を除く)。日本国内の大学は、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。また、在留資格は留学であること。
- (2) 本奨学金の受給期間中、日本国外に留学する予定がなく、他の奨学金を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]。
なお、これまでに本奨学金を受給したことのある者、および以前応募したが選考で不採用となった者は、対象外とする。
- (3) 学業・人物ともに優秀であり、かつ健康である者。
- (4) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (5) 日本語による意思伝達が可能な者。
- (6) 金融業界、特に生命保険に関心のある者(在籍する大学での専攻分野は問わない)。なお、卒業後に金融業界または生命保険業界への就職を希望する者を優先する。
- (7) 経済的援助を真に必要とする者。
- (8) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

* 「アジア諸国及び地域」とは、インド・インドネシア・韓国・カンボジア・シンガポール・スリランカ・タイ・台湾・中国・ネパール・パキスタン・バングラデシュ・フィリピン・ブータン・ブルネイ・ベトナム・香港・マカオ・マレーシア・ミャンマー・モンゴル・ラオス とする。

4. 採用人数

8 名程度

5. 支給内容

月額奨学金 10 万円

6. 支給期間

平成 29 年 4 月より平成 31 年 3 月までの 2 年間(ただし、大学における在籍期間中に限る。)

7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下、「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者(学部生、大学院生合わせて2名まで)について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。

8. 応募・推薦書類

- | | |
|--|----|
| (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。) | 1通 |
| (2) 応募者の写真(最近6カ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 推薦書(別紙様式2、推薦理由は指導教官等が記入すること。) | 1通 |
| (4) 学業成績証明書(在籍する大学における平成27年度及び28年度前期までのもの) | 1通 |
- ※日本語以外で記載されたものについては和訳を添付すること。

9. 応募・推薦書類の提出期限

平成28年12月7日(水)必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備がある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考方法及び結果の通知

理事長は7の(2)により推薦された者について寄付者とともに選考を行い、受給者を決定する。結果は平成29年3月上旬を目途に在籍する大学を通じて通知する。なお、必要に応じて面接(2月上旬頃)を行う。

11. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況等を、別に定める様式により、大学を通じて理事長に報告しなければならない。
- (2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学、就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、年1回開催される報告会(4月頃)に出席し、受給期間中の学業成果または卒業後の進路について報告をしなければならない。
- (4) 受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請する提出物等に対し、直ちに応じなければならない。

13. 奨学金給付の休止又は終了

以下のいずれかに該当した場合には、奨学金の給付を休止又は終了する。

- (1) 在籍する大学の学籍を失った場合。
- (2) 給付期間中にこの要項の定める事項に該当しなくなった場合。
- (3) 病気その他の理由により休学、または長期欠席・留年等となった場合。
- (4) 在籍する大学において懲戒処分を受けたり、学業成績または素行が著しく不良となった場合。
- (5) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合。
- (6) 受給者の義務を遵守しない場合。
- (7) その他受給者として相応しくないと判断された場合。

14. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金受給生として採用された場合、他の奨学金の受給を目的として辞退することはできない。

15. 個人情報の取扱い

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業のみに利用し、その他の目的には利用しない。

16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 国際交流課
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail:ix@jees.or.jp

以上